

訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス

[介護給付利用一割負担金額] (要介護1～5の方)

1. 利用料(通常時間帯午前8時～午後6時)

サービス内容	20分以上	30分以上	1時間以上	以降30分ごと
	30分未満	1時間未満		
身体介護	245円	388円	564円	80円
サービス内容	20分以上	45分以上		
	45分未満			
生活援助	183円	225円		
サービス内容	20分以上	45分以上	1時間10分以上	
	45分未満	1時間10分未満		
身体介護に引き続き 20分以上の生活援助	67円	134円	201円	

◇通常時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、利用料金に割増料金が加算。

早朝(午前 6時～午前 8時) 25%

夜間(午後 6時～午後 10時) 25%

深夜(午後 10時～午前 6時) 50%

◇ 特定事業所加算

特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位数 (月額) の10%が加算

◇ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 訪問介護費の算定した単位数の8.6%が加算

◇ 初回加算 (新規) ⇒ 200円/月

◇ 緊急時訪問介護加算 ⇒ 100円/回

◇ 生活機能向上連携加算 (3月の間1月につき) ⇒ 100円/回

◇ 2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、通常の利用料金の2倍の料金 (例えば体重の重い方に対し入浴介助等を行う場合等。)

[予防給付利用一割負担金額] (要支援1・2の方)

サービス内容	対象者及び内容	1月の利用料
介護予防訪問介護 Ⅰ	要支援1・2の方 週1回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた方	1月につき 1,168円
介護予防訪問介護 Ⅱ	要支援1・2の方 週2回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた方	1月につき 2,335円
介護予防訪問介護 Ⅲ	要支援2の方 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた方	1月につき 3,704円

◇ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 訪問介護費の算定した単位数の8.6%が加算

◇ 初回加算(新規) ⇒ 200円/月

◇ 介護予防訪問介護のサービス利用料金は、実際にサービスに要した回数ではなく、介護予防支援サービス計画表に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる週間回数に基づいて介護予防給付費体系により計算されます。

2.交通費

サービス提供地域(朝倉市・朝倉郡)にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は別途事業所からご自宅までの往復1km・15円実費がかかります。

3.キャンセル料

利用日のキャンセルの場合、月単位の定額の為キャンセル料をいたしません。但し、ご連絡がなく担当ヘルパーが、ご自宅まで出向きご利用者が居ない場合及びサービスをお断りされた場合は事業所からご自宅の往復1km・15円の交通費をいただきます。